

「会計参与の行動指針」の一部改正 新旧対照表

平成 21 年 8 月 10 日

会計参与の行動指針（平成 20 年 7 月 9 日改正）を次のように一部改正する。

新	旧
<p style="text-align: center;">会計参与の行動指針</p> <p style="text-align: right;">平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 5 月 25 日 改正 平成 20 年 7 月 9 日 <u>最終改正</u> 平成 20 年 8 月 10 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>	<p style="text-align: center;">会計参与の行動指針</p> <p style="text-align: right;">平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 5 月 25 日 <u>最終改正</u> 平成 20 年 7 月 9 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>
<p>参考</p> <p>5 . 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表</p>	<p>参考</p> <p>5 . 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表</p>
<p>〔金銭債権〕</p> <p>1 - 6（ヘッジ取引）</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引について、<u>評価差額を繰延ヘッジ損益として処理している場合、ヘッジ対象資産に係る損失発生へのヘッジとして有効（ヘッジ会計の要件を満たす）か。</u></p>	<p>〔金銭債権〕</p> <p>1 - 6（ヘッジ取引）</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、ヘッジ対象資産に係る損失発生へのヘッジとして有効である（ヘッジ会計の要件を満たす）<u>場合、評価差額を繰延ヘッジ損益として処理することができるため、この処理を行っているか。</u></p>
<p>〔有価証券〕</p> <p>3 - 7（その他有価証券の評価 - 市場価格のあるもの）</p> <p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額）は純資産の部に計</p>	<p>〔有価証券〕</p> <p>3 - 7（その他有価証券の評価 - 市場価格のあるもの）</p> <p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額）は純資産の部に計</p>

新	旧
<p>上しているか。</p> <p><u>なお、債券については、取得価額と債券金額の差額が金利調整と認められる場合、償却原価法により処理したうえで、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額の処理を行っているか。</u></p> <p><u>市場価格のある其他有価証券について取得原価をもって貸借対照表価額としている場合、保有額が多額でないことによるものか。</u></p>	<p>上しているか。</p> <p><u>ただし、債券については、取得価額と債券金額の差額が金利調整と認められる場合、償却原価法により処理したうえで、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額の処理を行っているか。</u></p> <p><u>なお、取得原価をもって貸借対照表価額としている場合、保有額が多額でないことによるものか。</u></p>
<p>3 - 8 (其他有価証券の評価 - 市場価格のないもの)</p> <p>市場価格のない有価証券は、原則として取得原価をもって貸借対照表価額としているか。</p> <p><u>なお、債券については、取得価額と債券金額の差額が金利調整と認められる場合、償却原価法により処理しているか。</u></p>	<p>3 - 8 (其他有価証券の評価 - 市場価格のないもの)</p> <p>市場価格のない有価証券は、原則として取得原価をもって貸借対照表価額としているか。</p> <p><u>ただし、債券については、取得価額と債券金額の差額が金利調整と認められる場合、償却原価法により処理しているか。</u></p>
<p>〔経過勘定等〕</p> <p>5 - 2 (例外)</p> <p><u>前払費用、前受収益、未払費用及び未収収益のうち、経過勘定として処理していない場合には、重要性が乏しいことによるものか。</u></p> <p><u>前払費用のうち支払日から1年以内に提供を受ける役務に対応する金額を支払時に費用処理している場合、継続適用しているか。</u></p>	<p>〔経過勘定等〕</p> <p>5 - 2 (例外)</p> <p><u>前払費用のうち支払日から1年以内に提供を受ける役務に対応する金額を支払時に費用処理している場合、継続適用しているか。</u></p> <p><u>また、重要性の乏しいため、当期の費用又は収益として処理していないか。</u></p>
<p>〔固定資産〕</p> <p>6 - 3 (圧縮記帳)</p> <p>固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、その他利益剰余金の区</p>	<p>〔固定資産〕</p> <p>6 - 3 (圧縮記帳)</p> <p>固定資産の圧縮記帳の会計処理は、原則として、その他利益剰余金の区</p>

新	旧
<p>分における積立て及び取崩しにより、圧縮額から繰延税金負債を控除した純額を積立金として計上しているか。</p> <p><u>ただし、次に掲げる資産は直接減額方式による圧縮記帳をすることができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国庫補助金、工事負担金等により取得した資産 2 交換により取得した資産 3 収用等により取得した資産 4 特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した資産 	<p>分における積立て及び取崩しにより、圧縮額から繰延税金負債を控除した純額を積立金として計上しているか。</p> <p><u>ただし、次に掲げる資産は直接減額方式が認められるため、この処理を行っているか。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国庫補助金、工事負担金等により取得した資産 2 交換により取得した資産 3 収用等により取得した資産 4 特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した資産
<p>6 - 5 (ソフトウェアの償却)</p> <p>社内利用のソフトウェアや市場販売目的のソフトウェアの制作費は無形固定資産に計上し、合理的な方法で償却しているか。</p> <p><u>ただし、法人税法の定める償却方法を採用することができる。</u></p>	<p>6 - 5 (ソフトウェアの償却)</p> <p>社内利用のソフトウェアや市場販売目的のソフトウェアの制作費は無形固定資産に計上し、合理的な方法で償却しているか。</p> <p><u>ただし、法人税法の定める償却方法に拠ることができるため、この方法に拠っているか。</u></p>
<p>6 - 8 (預託保証金の減損)</p> <p>時価が預託保証金の額を下回る場合には当該部分を債権の評価勘定として貸倒引当金を設定しているか。</p> <p>ただし、預託保証金の回収が困難な場合には、貸倒引当金を設定せずにゴルフ会員権から直接控除することができる。</p>	<p>6 - 8 (預託保証金の減損)</p> <p>時価が預託保証金の額を下回る場合には当該部分を債権の評価勘定として貸倒引当金を設定しているか。</p> <p>ただし、預託保証金の回収が困難な場合には、貸倒引当金を設定せずにゴルフ会員権から直接控除することができるため、この処理を行っているか。</p>
<p>〔税効果会計〕</p> <p>12 - 1 (税効果会計)</p> <p>一時差異の金額に重要性がある場合、繰延税金資産又は繰延税金負債を</p>	<p>〔税効果会計〕</p> <p>12 - 1 (税効果会計)</p> <p>一時差異の金額に重要性がある場合、繰延税金資産又は繰延税金負債を</p>

新	旧
<p>計上しているか。 <u>ただし、一時差異の金額に重要性がない場合は、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。</u></p>	<p>計上しているか。 <u>重要性がないため、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上していないか。</u></p>
<p>〔収益・費用の計上〕 13 - 3 (収益認識) <u>収益は、商品等の販売や役務の給付に基づき認識し、各取引の実態に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しているか。</u></p>	<p>〔収益・費用の計上〕 (新設)</p>
<p>13 - 4 (工事契約(受注制作のソフトウェアを含む。)) <u>工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用しているか。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>13 - 5 (費用認識) <u>費用は、その支出(将来支出するものを含む。)に基づいた金額を、その性質により、収益に対応(個別対応又は期間対応)させ、その発生した期間に正しく計上しているか。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>〔リース取引〕 14 - 2 (例外) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合には、未経過リース料を注記しているか。</p>	<p>〔リース取引〕 14 - 2 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行った場合には、未経過リース料を注記しているか。</p>
<p>〔外貨建取引等〕 15 - 2 (決算時の処理外貨建金銭債権債務等)</p>	<p>〔外貨建取引等〕 15 - 2 (決算時の処理外貨建金銭債権債務等)</p>

新	旧
<p>外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）は決算時の為替相場により円換算額を付しているか。</p> <p><u>ただし、外貨建金銭債権債務のうち長期（１年超）のものについて取得時の為替相場による円換算額を付している場合には、重要性がないことによるものか。</u></p>	<p>外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）は決算時の為替相場により円換算額を付しているか。</p> <p>外貨建金銭債権債務のうち長期（１年超）のものについて取得時の為替相場による円換算額を付している場合、重要性がないことによるものか。</p>
<p>15 - 5（法人税法上の取扱いとの調整）</p> <p>法人税法は外貨建資産等を１年基準により短期と長期とに分類した上で、期末換算の方法を規定しているが、外貨建その他有価証券を除き、「<u>中小企業の会計に関する指針</u>」の会計処理に法人税法上の取扱いを一致させている場合には、<u>換算方法等を税務署長に届け出ているか。</u></p>	<p>15 - 5（法人税法上の取扱いとの調整）</p> <p>法人税法は外貨建資産等を１年基準により短期と長期とに分類した上で、期末換算の方法を規定しているが、外貨建その他有価証券を除き、<u>換算方法等を税務署長に届け出ることにより、「中小企業の会計に関する指針」の会計処理と法人税法上の取扱いを一致させているか。</u></p>
<p>〔組織再編の会計〕</p> <p>16 - 2（資産及び負債の受入れ価額）</p> <p>結合企業が被結合企業から受け入れる資産及び負債には、企業結合が取得と判定された場合には時価を付し、それ以外の場合には被結合企業における適正な帳簿価額を付しているか。</p> <p><u>ただし、取得と判定された場合であっても、結合企業が受け入れる資産及び負債について、次のいずれかの要件を満たす場合には、被結合企業の適正な帳簿価額を付することができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 企業結合日の時価と被結合企業の適正な帳簿価額との間に重要な差異がないと見込まれるとき 2 時価の算定が困難なとき 	<p>〔組織再編の会計〕</p> <p>16 - 2（資産及び負債の受入れ価額）</p> <p>結合企業が被結合企業から受け入れる資産及び負債には、企業結合が取得と判定された場合には時価を付し、それ以外の場合には被結合企業における適正な帳簿価額を付しているか。</p> <p><u>ただし、取得と判定された場合であっても適正な帳簿価額を付することができる場合がある。その場合は、次のいずれかの要件を満たしているか。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 企業結合日の時価と被結合企業の適正な帳簿価額との間に重要な差異がないと見込まれるとき 2 時価の算定が困難なとき
<p>〔流動資産〕</p> <p>18 - 3（区分）</p> <p>次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって流動資産に記</p>	<p>〔流動資産〕</p> <p>18 - 3（区分）</p> <p>次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって流動資産に記</p>

新	旧
<p>載しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現金及び預金（１年以内に期限の到来しない預金を除く。） 2 受取手形（通常の取引（当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で１年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。） 3 売掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で１年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。） 4 <u>所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これに準ずる債権で１年以内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので１年以内に期限が到来するもの</u> 5 <u>所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これに準ずる債権で１年以内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので１年以内に期限が到来するもの</u> 6 売買目的有価証券及び１年以内に満期の到来する有価証券 7 商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。） 8 製品、副産物及び作業くず 9 半製品（自製部分品を含む。） 10 原料及び材料（購入部分品を含む。） 	<p>載しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現金及び預金（１年以内に期限の到来しない預金を除く。） 2 受取手形（通常の取引（当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で１年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。） 3 売掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で１年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。） 4 売買目的有価証券及び１年以内に満期の到来する有価証券 5 商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。） 6 製品、副産物及び作業くず 7 半製品（自製部分品を含む。） 8 原料及び材料（購入部分品を含む。）

新	旧
<p>11 <u>仕掛品及び半成工事（なお、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産として流動資産に表示することができる。）</u></p> <p>12 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であって、相当な価額以上のもの</p> <p>13 <u>前渡金（商品及び原材料（これらに準ずるものを含む。）の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。）</u></p> <p>14 前払費用であって、1年内に費用となるべきもの</p> <p>15 未収収益</p> <p>16 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>(1)流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産</p> <p>(2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、1年内に取り崩されると認められるもの</p> <p>17 <u>その他の資産であって、1年内に現金化できると認められるもの</u></p>	<p>9 仕掛品及び半成工事</p> <p>10 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であって、相当な価額以上のもの</p> <p>11 <u>前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。）</u></p> <p>12 前払費用であって、1年内に費用となるべきもの</p> <p>13 未収収益</p> <p>14 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>(1)流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産</p> <p>(2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、1年内に取り崩されると認められるもの</p> <p>15 <u>その他の資産であって、1年内に現金化できると認められるもの</u></p>
<p>〔有形固定資産〕</p> <p>18 - 6（区分）</p> <p>次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって有形固定資産に記載しているか（1から7までに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）</p> <p>1 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備</p> <p>2 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突そ</p>	<p>〔有形固定資産〕</p> <p>18 - 6（区分）</p> <p>次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって有形固定資産に記載しているか（1から7までに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）</p> <p>1 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備</p> <p>2 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突そ</p>

新	旧
<p>の他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)</p> <p>3 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備</p> <p>4 船舶及び水上運搬具</p> <p>5 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具</p> <p>6 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上のものに限る。）</p> <p>7 土地</p> <p>8 <u>リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が上記1～7まで及び下記10に掲げるものである場合に限る。）</u></p> <p>9 建設仮勘定（1から7までに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）</p> <p>10 その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきものの</p>	<p>の他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)</p> <p>3 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備</p> <p>4 船舶及び水上運搬具</p> <p>5 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具</p> <p>6 工具、器具及び備品（耐用年数1年以上のものに限る。）</p> <p>7 土地</p> <p>8 建設仮勘定（1から7までに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）</p> <p>9 その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきものの</p>
<p>〔無形固定資産〕</p> <p>18 - 9（区分）</p> <p>次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって無形固定資産に記載しているか。</p> <p>1 特許権</p> <p>2 借地権（地上権を含む。）</p> <p>3 商標権</p> <p>4 実用新案権</p> <p>5 意匠権</p> <p>6 鉱業権</p> <p>7 漁業権（入漁権を含む。）</p>	<p>〔無形固定資産〕</p> <p>18 - 9（区分）</p> <p>次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって無形固定資産に記載しているか。</p> <p>1 特許権</p> <p>2 借地権（地上権を含む。）</p> <p>3 商標権</p> <p>4 実用新案権</p> <p>5 意匠権</p> <p>6 鉱業権</p> <p>7 漁業権（入漁権を含む。）</p>

新	旧
<p>8 ソフトウェア</p> <p>9 のれん</p> <p>10 <u>リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が上記1～8まで及び下記11に掲げるものである場合に限る。）</u></p> <p>11 <u>その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの</u></p>	<p>8 ソフトウェア</p> <p>9 のれん</p> <p>10 <u>その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの</u></p>
<p>〔投資その他の資産〕</p> <p>18 - 11（区分）</p> <p>次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって投資その他の資産に記載しているか。</p> <p>1 関係会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産に属しない有価証券</p> <p>2 出資金</p> <p>3 長期貸付金</p> <p>4 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>(1)有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産</p> <p>(2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、1年内に取り崩されると認められないもの</p> <p>5 <u>所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち流動資産に掲げるもの以外のもの</u></p> <p>6 <u>所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち流動資産に掲げるもの以外のもの</u></p> <p>7 <u>その他の資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの</u></p>	<p>〔投資その他の資産〕</p> <p>18 - 11（区分）</p> <p>次に掲げる資産は、当該資産の名称を付した項目をもって投資その他の資産に記載しているか。</p> <p>1 関係会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産に属しない有価証券</p> <p>2 出資金</p> <p>3 長期貸付金</p> <p>4 次に掲げる繰延税金資産</p> <p>(1)有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産</p> <p>(2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、1年内に取り崩されると認められないもの</p> <p>5 <u>その他の資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの</u></p>

新	旧
<p>8 その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの</p>	<p>6 その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの</p>
<p>〔流動負債〕 18 - 18 (区分)</p> <p>次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって流動負債に記載しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支払手形 (通常取引に基づいて発生した手形債務をいう。) 2 買掛金 (通常取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。) 3 前受金 (受注工事、受注品等に対する前受金をいう。) 4 引当金 (資産に係る引当金及び1年内に使用されないと認められるものを除く。)(<u>なお、工事損失引当金については、同一の工事契約に係る棚卸資産がある場合、両者を相殺した差額を工事損失引当金として流動負債に表示することができる。</u>) 5 通常取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般取引慣行として発生後短期間に支払われるもの 6 未払費用 7 前受収益 8 次に掲げる繰延税金負債 <ol style="list-style-type: none"> (1)流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債 (2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取り崩されると認められるもの <p>9 <u>ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、1年内に期限が到来するもの</u></p> <p>10 その他の負債であって、1年内に支払われ、又は返済されると認められるもの</p>	<p>〔流動負債〕 18 - 18 (区分)</p> <p>次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって流動負債に記載しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支払手形 (通常取引に基づいて発生した手形債務をいう。) 2 買掛金 (通常取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。) 3 前受金 (受注工事、受注品等に対する前受金をいう。) 4 引当金 (資産に係る引当金及び1年内に使用されないと認められるものを除く。) 5 通常取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般取引慣行として発生後短期間に支払われるもの 6 未払費用 7 前受収益 8 次に掲げる繰延税金負債 <ol style="list-style-type: none"> (1)流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債 (2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取り崩されると認められるもの <p>9 その他の負債であって、1年内に支払又は返済されると認められるもの</p>

新	旧
<p>〔固定負債〕 18 - 19 (区分)</p> <p>次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって固定負債に記載しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社債 2 長期借入金 3 引当金 (資産に係る引当金及び流動負債に掲げる引当金を除く。) 4 次に掲げる繰延税金負債 <ul style="list-style-type: none"> (1)有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債 (2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取り崩されると認められないもの 5 のれん 6 <u>ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、上記 18-18 9 に掲げるもの以外のもの</u> 7 <u>その他の負債であって、流動負債に属しないもの</u> 	<p>〔固定負債〕 18 - 19 (区分)</p> <p>次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって固定負債に記載しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社債 2 長期借入金 3 引当金 (資産に係る引当金及び流動負債に掲げる引当金を除く。) 4 次に掲げる繰延税金負債 <ul style="list-style-type: none"> (1)有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債 (2)特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取り崩されると認められないもの 5 のれん 6 <u>その他の負債であって、流動負債に属しないもの</u>
<p>〔純資産の部〕 18 - 22 (資本剰余金の区分)</p> <p>資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資本準備金 2 その他資本剰余金 <p>なお、その他資本剰余金は、<u>適当な名称を付した項目に細分することができる。</u></p>	<p>〔純資産の部〕 18 - 22 (資本剰余金の区分)</p> <p>資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資本準備金 2 その他資本剰余金 <p>なお、その他資本剰余金は、<u>適当な名称を付した項目に細分しているか。</u></p>
18 - 23 (利益剰余金の区分)	18 - 23 (利益剰余金の区分)

新	旧
<p>利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。</p> <p>1 利益準備金</p> <p>2 その他利益剰余金</p> <p>なお、その他利益剰余金は、<u>適当な名称を付した項目に細分することができる。</u></p>	<p>利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。</p> <p>1 利益準備金</p> <p>2 その他利益剰余金</p> <p>なお、その他利益剰余金は、<u>適当な名称を付した項目に細分しているか。</u></p>
<p>18 - 24 (評価・換算差額等の区分)</p> <p>評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しているか。</p> <p>1 その他有価証券評価差額金</p> <p>2 繰延ヘッジ損益</p> <p>3 土地再評価差額金</p> <p>4 <u>為替換算調整勘定</u></p>	<p>18 - 24 (評価・換算差額等の区分)</p> <p>評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しているか。</p> <p>1 その他有価証券評価差額金</p> <p>2 繰延ヘッジ損益</p> <p>3 土地再評価差額金</p>
<p>18 - 25 (新株予約権)</p> <p>自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しているか。</p> <p><u>ただし、自己新株予約権を控除項目として表示することができる。</u></p>	<p>18 - 25 (新株予約権)</p> <p>自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しているか。</p>
<p>〔 損益計算書 〕</p> <p>19 - 2 (特別利益)</p> <p>特別利益に属する利益は、固定資産売却益、前期損益修正益、<u>その他の項目の区分に従い、細分しているか。</u></p> <p>ただし、その金額が重要でないものについては、当該利益を細分しないことと<u>することができる。</u></p>	<p>〔 損益計算書 〕</p> <p>19 - 2 (特別利益)</p> <p>特別利益に属する利益は、固定資産売却益、前期損益修正益その他の項目の区分に従い、細分しているか。</p> <p>ただし、その金額が重要でないものについては、当該利益を細分しないこと<u>ができるため細分していないか。</u></p>

新	旧
<p>19 - 3 (特別損失)</p> <p>特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しているか。</p> <p>ただし、その金額が重要でないものについては、当該損失を細分しないこととすることができる。</p>	<p>19 - 3 (特別損失)</p> <p>特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しているか。</p> <p>ただし、その金額が重要でないものについては、当該損失を細分しないことができるため細分していないか。</p>
<p>19 - 6 (経常損益金額)</p> <p>営業損益金額に営業外収益を加えて得た額から営業外費用を減じた額は、経常利益金額又は経常損失金額として表示しているか。</p>	<p>19 - 6 (経常損益金額)</p> <p>営業損益金額に営業外収益を加え営業外費用を減じた額は、経常利益金額又は経常損失金額として表示しているか。</p>
<p>19 - 7 (税引前当期純損益金額)</p> <p>経常損益金額に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じた額は、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額として表示しているか。</p>	<p>19 - 7 (税引前当期純損益金額)</p> <p>経常損益金額に特別利益を加え特別損失を減じた額は、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額として表示しているか。</p>
<p>19 - 8 (税等)</p> <p>次に掲げる項目は、その内容を示す名称を付し、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業年度に係る法人税等 2 法人税等調整額 (税効果会計の適用により計上される1に掲げる法人税等の調整額をいう。) <p>法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、当該事業年度に係る法人税等の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示しているか。</p> <p>ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、当該事業年度に係る法人税等の金額に含めて表示することができる。</p>	<p>19 - 8 (税等)</p> <p>次に掲げる項目は、その内容を示す名称を付し、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業年度に係る法人税等 2 法人税等調整額 (税効果会計の適用により計上される1に掲げる法人税等の調整額をいう。) <p>法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、当該事業年度に係る法人税等の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示しているか。</p> <p>ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、当該事業年度に係る法人税等の金額に含めて表示することができるため、含めて表示しているか。</p>

新	旧
<p>〔株主資本等変動計算書〕</p> <p>20 - 3 (資本剰余金の区分)</p> <p>資本剰余金は次に掲げる項目に区分しているか。</p> <p>1 資本準備金</p> <p>2 その他資本剰余金</p> <p>なお、その他資本剰余金は、<u>適当な名称を付した項目に細分することができる。</u></p>	<p>〔株主資本等変動計算書〕</p> <p>20 - 3 (資本剰余金の区分)</p> <p>資本剰余金は次に掲げる項目に区分しているか。</p> <p>1 資本準備金</p> <p>2 その他資本剰余金</p> <p>なお、その他資本剰余金は、<u>適当な名称を付した項目に細分しているか。</u></p>
<p>20 - 4 (利益剰余金の区分)</p> <p>利益剰余金は次に掲げる項目に区分しているか。</p> <p>1 利益準備金</p> <p>2 その他利益剰余金</p> <p>なお、その他利益剰余金は、<u>適当な名称を付した項目に細分することができる。</u></p>	<p>20 - 4 (利益剰余金の区分)</p> <p>利益剰余金は次に掲げる項目に区分しているか。</p> <p>1 利益準備金</p> <p>2 その他利益剰余金</p> <p>なお、その他利益剰余金は、<u>適当な名称を付した項目に細分しているか。</u></p>
<p>20 - 5 (評価・換算差額等の区分)</p> <p><u>評価・換算差額等の項目を細分している場合、次に掲げる項目</u>その他適当な名称を付しているか。</p> <p>1 その他有価証券評価差額金</p> <p>2 繰延ヘッジ損益</p> <p>3 土地再評価差額金</p> <p>4 <u>為替換算調整勘定</u></p>	<p>20 - 5 (評価・換算差額等の区分)</p> <p>評価・換算差額等は次に掲げる項目その他<u>適当な名称を付した項目に細分しているか。</u></p> <p>1 その他有価証券評価差額金</p> <p>2 繰延ヘッジ損益</p> <p>3 土地再評価差額金</p>
<p>20 - 6 (新株予約権)</p> <p>自己新株予約権に係る項目は、新株予約権の金額から直接控除している</p>	<p>20 - 6 (新株予約権)</p> <p>自己新株予約権に係る項目は、新株予約権の金額から直接控除している</p>

新	旧
<p>か。</p> <p><u>なお、新株予約権に係る項目は、自己新株予約権に係る項目を控除項目として区分することができる。</u></p>	<p>か。</p> <p><u>又は控除項目として区分しているか。</u></p>
<p>〔注記表〕</p> <p>21 - 1 (区分)</p> <p>注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 継続企業の前提に関する注記 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3 貸借対照表等に関する注記 4 損益計算書に関する注記 5 株主資本等変動計算書に関する注記 6 税効果会計に関する注記 7 リースにより使用する固定資産に関する注記 <u>8 金融商品に関する注記</u> <u>9 賃貸等不動産に関する注記</u> <u>10 関連当事者との取引に関する注記</u> <u>11 1株当たり情報に関する注記</u> <u>12 重要な後発事象に関する注記</u> <u>13 その他の注記</u> <p>ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。)は1、3、4、6から12までに掲げる項目を表示しないことができる。<u>また、会計監査人設置会社以外の公開会社は、1に掲げる項目を表示しないことができる。</u></p>	<p>〔注記表〕</p> <p>21 - 1 (区分)</p> <p>注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 継続企業の前提に関する注記 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3 貸借対照表等に関する注記 4 損益計算書に関する注記 5 株主資本等変動計算書に関する注記 6 税効果会計に関する注記 7 リースにより使用する固定資産に関する注記 <ol style="list-style-type: none"> <u>8 関連当事者との取引に関する注記</u> <u>9 1株当たり情報に関する注記</u> <u>10 重要な後発事象に関する注記</u> <u>11 その他の注記</u> <p>ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く。)は1、3、4、6から10までに掲げる項目を表示しないことができる。</p>
<p>〔最低限必要な注記事項〕</p> <p>21 - 5 (株主資本等変動計算書に関する注記)</p>	<p>〔最低限必要な注記事項〕</p> <p>21 - 5 (株主資本等変動計算書に関する注記)</p>

新	旧
<p>次に掲げる事項を株主資本等変動計算書に注記しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数） 2 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数） 3 当該事業年度中に行った剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する事項 4 当該事業年度の末日における会社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数） 	<p>次に掲げる事項を明らかにしているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数） 2 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数） 3 当該事業年度中に行った剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する事項 4 当該事業年度の末日における会社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
<p>21 - 7（その他の注記）</p> <p>その他、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態等を正確に判断するために必要な事項を注記しているか。</p>	<p>21 - 7（その他の注記）</p> <p>その他貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態等を正確に判断するために必要な事項を注記しているか。</p>
<p>〔任意注記事項〕</p> <p>（会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）は21-8から21-17までに掲げる項目を表示しないことができる。）</p>	<p>〔任意注記事項〕</p> <p>（会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）は21-8から21-15までに掲げる項目を表示しないことができる。）</p>
<p>21 - 8（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>会社の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が、将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、次に掲げる事項を注記しているか。</p>	<p>21 - 8（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>会社の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が、将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、次に掲げる事項を注記しているか。</p>

新	旧
<ol style="list-style-type: none"> 1 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 2 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 3 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 4 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無 	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 2 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 3 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 4 当該重要な疑義の影響の計算書類(連結注記表にあっては、<u>連結計算書類</u>)への反映の有無
<p>21 - 9 (貸借対照表等に関する注記) 次に掲げる事項を貸借対照表に注記しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項 資産が担保に供されていること の資産の内容及びその金額 担保に係る債務の金額 2 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごとに一括した引当金の金額) 3 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額) 4 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨 5 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負債の部に計上したものを除く。)があるときは、当該債務の内容及び金額 6 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務その金銭債権又は金銭債務 	<p>21 - 9 (貸借対照表等に関する注記) 次に掲げる事項を注記にしているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項 資産が担保に供されていること の資産の内容及びその金額 担保に係る債務の金額 2 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごとに一括した引当金の金額) 3 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額) 4 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨 5 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負債の部に計上したものを除く。)があるときは、当該債務の内容及び金額 6 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務その金銭債権又は金銭債務

新	旧
<p>が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務を区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務とが属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>7 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額</p> <p>8 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額</p> <p>9 当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額</p>	<p>が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務を区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務とが属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>7 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額</p> <p>8 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額</p> <p>9 当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額</p>
<p>21 - 10 (損益計算書に関する注記)</p> <p>関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を損益計算書に注記しているか。</p>	<p>21 - 10 (損益計算書に関する注記)</p> <p>関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を注記しているか。</p>
<p>21 - 11 (税効果会計に関する注記)</p> <p>税効果会計に関する注記として、繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。) 及び繰延税金負債 (重要でないものを除く。) の発生 の 主 な 原因 を 明 ら か に しているか。</p>	<p>21 - 11 (税効果会計に関する注記)</p> <p>繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。) 及び繰延税金負債 (重要でないものを除く。) の発生 の 主 な 原因 を 明 ら か に しているか。</p>
<p>21 - 12 (リースにより使用する固定資産に関する注記)</p> <p>リースにより使用する固定資産に関する注記として、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合、リース物件に関する次に掲げる事項を注記しているか。</p> <p>1 当該事業年度の末日における取得原価相当額</p> <p>2 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額</p>	<p>21 - 12 (リースにより使用する固定資産に関する注記)</p> <p>ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合、リース物件に関する次に掲げる事項を注記しているか。</p> <p>1 当該事業年度の末日における取得原価相当額</p> <p>2 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額</p>

新	旧
3 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 4 そのほか、リース物件に係る重要な事項	3 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 4 そのほか、リース物件に係る重要な事項
<u>21 - 13 (金融商品に関する注記)</u> <u>金融商品に関する注記として、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか</u> <u>1 金融商品の状況に関する事項</u> <u>2 金融商品の時価等に関する事項</u>	(新設)
<u>21 - 14 (賃貸等不動産に関する注記)</u> <u>賃貸等不動産に関する注記として、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。)を注記しているか。</u> <u>1 賃貸等不動産の状況に関する事項</u> <u>2 賃貸等不動産の時価に関する事項</u>	(新設)
21 - 15 (関連当事者との取引に関する注記) (略)	21 - 13 (関連当事者との取引に関する注記) (略)
21 - 16 (1株当たり情報に関する注記) (略)	21 - 14 (1株当たり情報に関する注記) (略)
21 - 17 (重要な後発事象に関する注記) <u>重要な後発事象に関する注記として、会社の事業年度の末日後、会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合、当該事象を注記しているか。</u>	21 - 15 (重要な後発事象に関する注記) 会社の事業年度の末日後、会社の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合、当該事象を注記しているか。

以 上